

満65歳の定年の日に達した継続雇用制度対象者の基準に関する労使協定書

社会福祉法人ぴゅあ理事長と職員代表は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、満60歳の定年の日に達した継続雇用制度の対象者となる者について、その継続雇用の方法における選択判断の基準に関して、次のとおり協定する。

- 第1条 社会福祉法人ぴゅあは、満65歳の定年の日以後、希望者全員を原則として70歳の誕生日の属する月の末日まで継続雇用するものとする。ただし、心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。
- 2 継続雇用制度は、再雇用（退職後新たな雇用契約を結ぶ。）と勤務延長（定年の日を延伸する。）で構成し、就労条件（雇用契約）についての従業員の意向を尊重して、労使協議の上、選択決定するものとする。
- 3 前項に規定する勤務延長は、満65歳の定年に達した日における就労条件の継続を保証するものではなく、その変更を妨げるものではないものとする。
- 4 第2項に規定する勤務延長は、定年の日の延伸により従業員の就労を70歳まで強制するものではなく、満65歳の定年に達した日以後、70歳の誕生日の属する月の末日までに従業員が退職願を提出し、その指定した退職の月末日を定年の日とするものとする。

第2条 本協定は、令和2年4月1日から有効とする。

第3条 従前に締結された「定年退職後の再雇用制度対象者の基準に関する労使協定書」は、令和2年3月31日付けで廃止する。

令和2年4月 1日

社会福祉法人ぴゅあ 理事長 河内 守正

職員代表

森本 実咲